

# 辰 友 会 会 則

第一条 名 称 本会の名称は、辰友会（しんゆうかい）とする。

第二条 目 的 本会の目的は、会員相互の親睦を図ることである。

第三条 資 格 本会の会員は、次の項目に該当する者。

1. 北辰電機（関連会社を含む）に在職し 60 歳以上である者。  
（各年 3 月末時点において。）
2. 幹事会で承認された者。

第四条 組 織 本会には、次の役員をおく。

1. 会長 1 名
2. 幹事長 1 名
3. 幹事 若干名
4. 会計監査 2 名
5. 相談役 会長及び幹事経験者
6. 1~4.の役員は、総会にて選任する。
7. 役員の任期は 2 年とし、定年は原則として 80 歳とする。  
但し、重任は妨げない。
8. 本会の事務局は、幹事長宅または担当幹事宅に置く事とする。

第五条 事 業 本会の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 総会並びに懇親会の開催（年 1 回 秋季）
2. 会員名簿の管理・発行（随時）
3. その他本会に付随する事項については、幹事会にて決定する。

第六条 運営費 本会の運営は、次の資金により行う。

1. 年会費および総会・懇親会会費。
2. 寄付金その他の収入。
3. 本会の会計年度は、各年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
4. 年度の事業報告に併せ、総会に於いて決算報告を行う。

(付 則)

(1) 制 定 本会則は、昭和 62 年 11 月 20 日の設立総会に於いて制定した。

(2) 改 定 平成 08 年 10 月 30 日 一部改定（第三条 会員資格「終戦以前の在職」を削除）

平成 10 年 10 月 12 日 一部改定（第三条 会員資格 70 歳以上を 65 歳以上に）

平成 15 年 09 月 25 日 一部改定（第五条 事業の 3.項を追加）

平成 22 年 09 月 25 日 一部改定（第三条 会員資格 65 歳以上を 60 歳以上に）

平成 25 年 09 月 28 日 一部改定（第四条 組織「役員幹事の定年は原則 80 歳」）